

報 告 事 項

古都保存行政に関する構造改革特区の検討要請について

古都保存行政に関する構造改革特区の検討要請について（報告）

1. 経緯

平成 16 年 10 月 18 日～11 月 17 日「構造改革特区（第 6 次提案）」構想（プロジェクト）を募集（構造改革特別区域推進本部）

平成 16 年 11 月 30 日、下記の構想（プロジェクト）について、内閣官房構造改革特区推進室から国土交通省に対し検討要請

平成 16 年 12 月～平成 17 年 1 月 同構想の提案内容について国土交通省内で検討、内閣官房構造改革特区推進室へ回答

2. 提案された構想（プロジェクト）の概要

構想の名称 「世界遺産都市の観光とまちづくり・・・古都特区」構想

提案主体名 名越切通一体地域 / 巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会

構想の範囲 神奈川県鎌倉市・神奈川県逗子市の全域

構想の内容（概要）

近年、歴史的風土や文化財を破壊する開発・建築行為が急速に進行している。また、世界遺産登録のための法例による保存策も容易に実現していない。世界遺産都市の観光基本設計を前にして、早急な古都資産保存のための特例措置が必要である。

3. 古都保存行政に関する特区提案事項（*以下の記載内容は、提案の趣旨を国が整理したもの）

現在歴史的風土保存区域に指定されている名越の切通し付近（「大町材木座地区」）に隣接する斜面緑地について、開発等から保全する必要があるため、古都保存法の特例として、例えば、通常は古都法の手続きによらず逗子市の都市計画決定により歴史的風土特別保存地区に指定できるようにする等、歴史的風土特別保存地区（及びその前提となる歴史的風土保存区域）の決定に関する要件の緩和と指定期間の短縮を行うこと。

逗子市の古都保存法の対象とならない歴史的風土（国史跡：長柄桜山古墳及び古代～中世の遺跡である神武寺、岩殿寺等）について、特例として古都保存法の対象とすること。

歴史的風土保存区域について、特例として斜面緑地での建築規制を設けること。

4. 対応内容

逗子市の古都指定は、かつて鎌倉幕府がおかれ、わが国の政治、文化の中心として歴史上重要な地位を有する古都鎌倉の枢要な歴史的風土である「名越切通し」を保存する上で、鎌倉市域の土地と一体的に保存すべき区域が逗子市域にも存することから、平成 8 年から平成 10 年にかけて開催された歴史的風土審議会での審議を踏まえ、逗子市についても古都保存法の対象都市に追加し、「名越切通し」の保存に必要な土地の区域について歴史的風土保存区域の指定等を行ったもの。

古都保存法の対象とならない地域レベルの歴史的風土や緑地の保存については、都市緑地法、景観法、都市計画法等の適切な運用により、適切な保存措置が可能。他の古都指定都市である京都市、鎌倉市等においても、必要に応じ、これらの古都保存法以外の法制度等の活用により、地域レベルの歴史的風土や緑地の保存を図っているところ。

構造改革特区制度の概要

I 特区とは

特区の目的

実態に合わなくなった国の規制が、民間事業者の経済活動や地方公共団体の事業を妨げています。

民間事業者や地方公共団体等の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域（特区）を設けて、構造改革を進めます。

特定地域における構造改革の成功事例を示すことによって、全国的な規制改革へと波及させます。

地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創設が行われます。

日本全体の経済活性化

地域の経済活性化

特区の基本理念

「知恵と工夫の競争による活性化」

「自助と自立の精神」の尊重

- ★国があらかじめモデルを示すのではなく、自立した地方が互いに競争していきます。
- ★「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、「地域の特性に応じた規制を認める」という考え方に転換します。

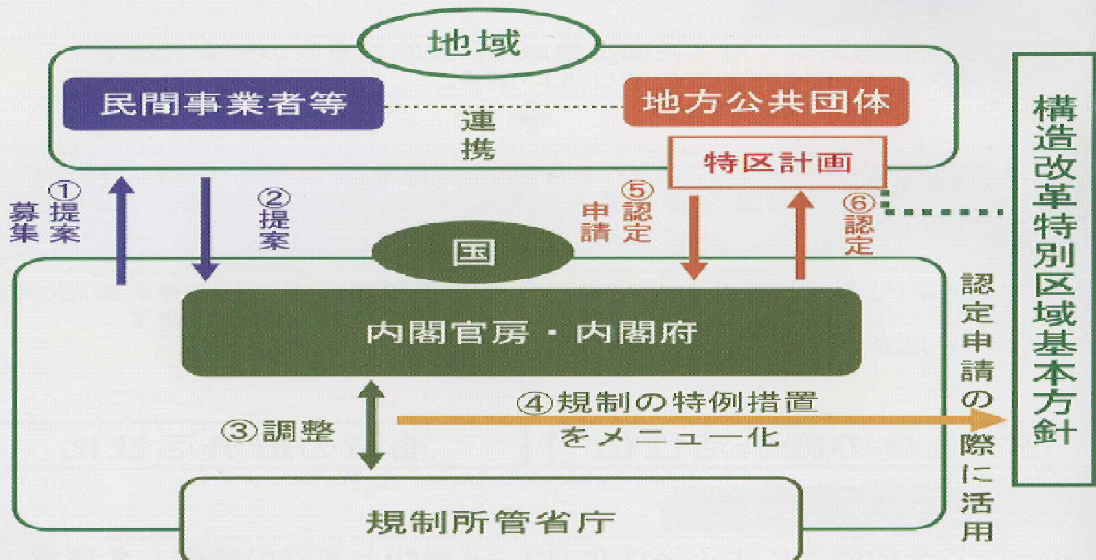
- ★特例措置を導入することにより、構造改革特区の内外で弊害が発生する可能性がある場合、これを防止するための措置は、地方公共団体が自ら講じます。

- ★従来型の財政措置は講じません(既存の予算措置との組合せは可能です。)

的確な評価に基づく全国規模の規制改革の実施

特区において講じられた規制の特例措置については、一定の期間経過後、構造改革特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）に置かれた評価委員会が評価を行い、特段の問題がないものは、全国レベルの規制改革に拡大します。

II 提案から認定までー特区の仕組みー



*パンフレット「あなたにもできる構造改革 - 改革特区の作り方 - 」より抜粋

| | |
|-----|--|
| 名称 | 岩殿寺城郭遺構 |
| 種別 | 城砦 |
| 時代 | 中世 古代末～中世 |
| 立地 | 南西にのびる尾根一帯 |
| 分布 | 岩殿寺一帯に切岸、平場、土塁等が認められる |
| 法規制 | 市街化区域、主に第一種低層住居専用地域（ただし、一部は第一種住居地域） |
| 現況 | 岩殿寺と山林からなる。市街化区域にあり遺構の周囲はすでに宅地化が進んでいる。遺構の南部は古くからの集落地と思われるが、建て替えや山裾の開発により規模の大きなのり面が発生している箇所もみられる。 |

（現況写真）



岩殿寺から南向きの展望



岩殿寺周辺の樹林地（岩殿寺の南から北方向を撮影）

| | |
|------|--|
| 名称 | 長柄桜山古墳群 第1号墳 および 第2号墳 |
| 種別 | 古墳 |
| 時代 | 古墳時代 |
| 立地 | (第1号墳・第2号墳)丘陵尾根上 |
| 墳丘規模 | (第1号墳)全長90m、後円部径(推定)51m、前方部長39m、等 (第2号墳)全長88m、後円部径54m、前方部長34m、等 |
| 法規制 | (第1号墳・第2号墳)市街化調整区域、近郊緑地保全区域、国指定史跡 |
| 現況 | 山林。丘陵尾根線上を通るハイキングコースが整備されており、第1号墳の後円部北西裾にはベンチ等が設置されおり、第2号墳前端頂部付近には展望台が設置されている。 周辺状況は、第1号墳の東部には葉山桜山団地が整備されており、第2号墳の西部は山裾に蘆花記念公園が整備されており、野外活動センター、郷土資料館が立地している。 |

(現況写真)



第1号墳



第2号墳



2号墳展望台から富士山の眺め



蘆花記念公園から2号墳の山林

| | |
|-----|---|
| 名称 | 神武寺城郭遺構 および 神武寺みろくやぐら群 |
| 種別 | 城跡、 やぐら群 |
| 時代 | 、 中世 |
| 立地 | 丘陵、 南向きの谷頭 |
| 分布 | 平場、切岸を検出 13穴。最大のやぐらを“みろくやぐら”と称し、中原光氏銘のみろく石仏がある |
| 法規制 | 主に市街化調整区域(ただし、山裾の一部は市街化区域)、また山裾に神武寺自然環境保全地域あり。範囲内に市指定史跡を含む。 市街化調整区域、みろくやぐらは市指定史跡 |
| 現況 | 神武寺、山林からなる。周辺状況は、南から西の山裾には市街地が広がる一方、北から東には市街化調整区域の山林が広がる。区域内にはハイキングコースが整備されており、神武寺(=かながわの景勝50選)、神武寺の晩鐘(=三浦半島八景)、神武寺の森(=かながわの美林50選)など見所も多い。 神武寺墓地(江戸時代にやぐらを改造して墓地としている) |

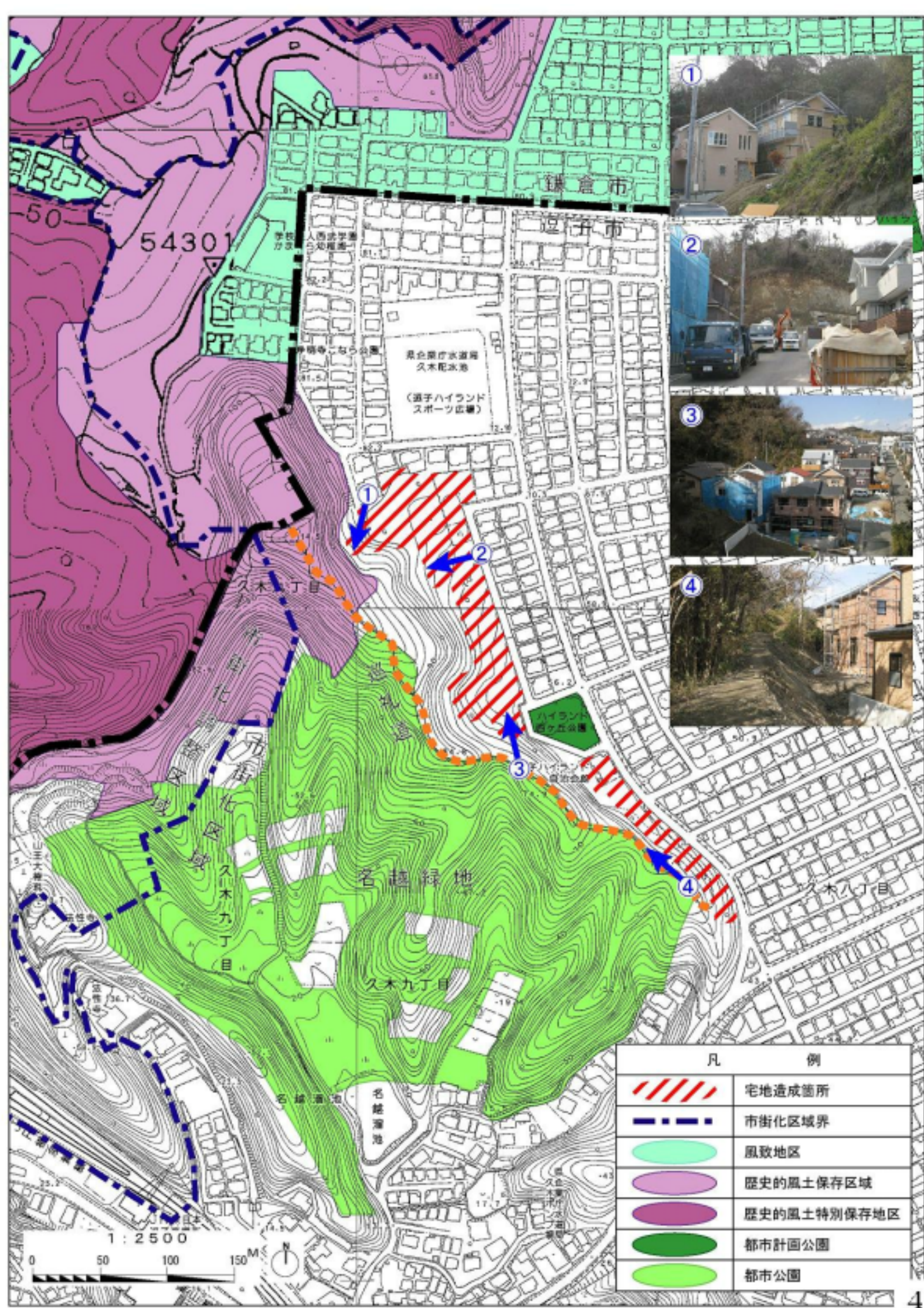
(現況写真)



神武寺



山裾の樹林地(神武寺自然環境保全地域)



保全復元署名の会要望書による埋蔵文化財の概要

| | |
|-----|--|
| 名称 | 岩殿寺城郭遺構 |
| 種別 | 城砦 |
| 時代 | 中世 古代末～中世 |
| 立地 | 南西にのびる尾根一帯 |
| 分布 | 岩殿寺一帯に切岸、平場、土塁等が認められる |
| 法規制 | 市街化区域、主に第一種低層住居専用地域（ただし、一部は第一種住居地域） |
| 現況 | 岩殿寺と山林からなる。市街化区域にあり遺構の周囲はすでに宅地化が進んでいる。遺構の南部は古くからの集落地と思われるが、建て替えや山裾の開発により規模の大きなのり面が発生している箇所もみられる。 |

（現況写真）



岩殿寺から南向きの展望



岩殿寺周辺の樹林地（岩殿寺の南から北方向を撮影）

| | |
|------|--|
| 名称 | 長柄桜山古墳群 第1号墳 および 第2号墳 |
| 種別 | 古墳 |
| 時代 | 古墳時代 |
| 立地 | (第1号墳・第2号墳) 丘陵尾根上 |
| 墳丘規模 | (第1号墳) 全長 90m、後円部径 (推定) 51m、前方部長 39m、等 (第2号墳) 全長 88m、後円部径 54m、前方部長 34m、等 |
| 法規制 | (第1号墳・第2号墳) 市街化調整区域、近郊緑地保全区域、国指定史跡 |
| 現況 | 山林。丘陵尾根線上を通るハイキングコースが整備されており、第1号墳の後円部北西裾にはベンチ等が設置されおり、第2号墳前端頂部付近には展望台が設置されている。 周辺状況は、第1号墳の東部には葉山桜山団地が整備されており、第2号墳の西部は山裾に蘆花記念公園が整備されており、野外活動センター、郷土資料館が立地している。 |

(現況写真)



第1号墳



第2号墳



2号墳展望台から富士山の眺め



蘆花記念公園から2号墳の山林

| | |
|-----|---|
| 名称 | 神武寺城郭遺構 および 神武寺みろくやぐら群 |
| 種別 | 城跡、 やぐら群 |
| 時代 | 、 中世 |
| 立地 | 丘陵、 南向きの谷頭 |
| 分布 | 平場、切岸を検出 13穴。最大のやぐらを“みろくやぐら”と称し、中原光氏銘のみろく石仏がある |
| 法規制 | 主に市街化調整区域(ただし、山裾の一部は市街化区域)、また山裾に神武寺自然環境保全地域あり。範囲内に市指定史跡を含む。 市街化調整区域、みろくやぐらは市指定史跡 |
| 現況 | 神武寺、山林からなる。周辺状況は、南から西の山裾には市街地が広がる一方、北から東には市街化調整区域の山林が広がる。区域内にはハイキングコースが整備されており、神武寺(=かながわの景勝50選)、神武寺の晩鐘(=三浦半島八景)、神武寺の森(=かながわの美林50選)など見所も多い。 神武寺墓地(江戸時代にやぐらを改造して墓地としている) |

(現況写真)



神武寺



山裾の樹林地(神武寺自然環境保全地域)

逗子市区域における歴史的風土の保存について（経緯）

| 年 月 日 | 事 項 |
|---|--|
| 〔第1回〕 平成8年12月17日 ~ 〔第9回〕 平成10年3月19日 | 【歴史的風土審議会古都保存検討小委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 古都保存行政全般についての課題の整理、今後あり方の検討の中で、鎌倉市歴史的風土保存区域の拡大について検討 ・ 〔第6回〕平成9年12月2日 鎌倉市を現地調査 |
| 平成10年3月19日 | 「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」 （歴史的風土審議会・意見具申） |
| 4. 当面取り組むべき課題（抜粋） （1）歴史的風土保存区域の拡大について 現行の鎌倉市歴史的風土保存計画において歴史的風土保存の主体とされている名越切通し及び朝比奈切通しについては、鎌倉市域外の部分についても、鎌倉市歴史的風土保存区域と一体の区域として保存すべきものである。 このため、名越切通しの鎌倉市域外の部分については、歴史的風土のより一層適切な保存を図るため、保存区域に指定する必要がある。 | |
| 平成12年1月19日 | 逗子市を古都に指定 「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第2条第1項の市町村を定める政令」公布 |
| 平成12年3月17日 | 「鎌倉市歴史的風土保存区域」の変更（拡大）指定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉市歴史的風土保存区域について全般的な見直しを行い、地形、植生状態や眺望等景観上の一体性の観点から保存区域の拡大を行うとともに、市内の歴史的風土保存区域の境域を精査し、既存区域と一体となる区域について拡大を行った。 ・ この再検討において、行政区域をまたがる逗子市にまで保存区域の拡大を行った。 ・ 保存区域の拡大が行われた「朝比奈地区」等の5地区、約33haのうち、逗子市域は、「大町材木座地区」の名越切通し付近及び大切岸を含む約6.8haについて保存区域の拡大を行った。 |
| 平成12年8月9日 | 「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」告示 （鎌倉市歴史的風土保存計画の変更） （逗子市関連） 「(3)大町材木座地区」の歴史的風土保存の主体に、既存の名越切通し等のほか、「大切岸」を追加 |

逗子市における歴史的風土保存区域変更の概要

(1) 名越切通し付近

○位 置 逗子市久木四丁目、久木八丁目、久木九丁目、小坪七丁目
<区域番号(14)>

○面 積 約6.8ha

○概 要

名越切通しは、「鎌倉七口(切通し)」の一つとして、三浦と鎌倉をつなぐ重要な交通路であったが、同時に、切通しを中心とした一大要塞地であった。そのため、切通し以外から稜線を越えて鎌倉に侵入できないようにするために、高さ10mほどの「大切岸」が切通しの北側に作られている。

また、「大切岸」に続く岩壁の面には、100あまりもの「やぐら」も存在しており、化粧坂等の他の切通し周辺と同様に、葬送の地でもあることが認められている。このように、名越切通しは、切通しを中心とした要塞地としての遺構を最も良くとどめている国の史跡であり、周辺の自然的環境と一体となって、良好な鎌倉の歴史的風土を構成している。

このため、従前は古都保存法の対象とならなかった逗子市側についても、主として景観上の一体性の観点から、鎌倉市の歴史的風土と一体の区域として保存されるべき区域について、保存区域の拡大を行う。

(参 考)

○ 拡大範囲の指定の考え方

①第2回審議会事務局説明事項に基づく歴史的風土保存区域の指定基準による。

②鎌倉市域外における保存区域の拡大にあっては、上記指定基準を基本としつつ、以下の条件により区域を設定する。

a)既存の鎌倉市歴史的風土保存区域と連坦した土地の区域であること

b)歴史的風土保存区域の選定条件における「歴史上重要な文化的資産」は、鎌倉市歴史的風土保存計画に歴史的風土保存の主体として位置づけられたものであること。

○ 歴史的風土保存区域の指定基準(第2回歴史的風土審議会(41.5.30)事務局説明事項)

(1) 歴史的風土保存区域の選定

①歴史上重要な文化的資産に隣接し、これと一体となって歴史的風土を形成している土地の区域

②歴史上重要な文化的資産の背景となって、歴史的風土を形成している土地の区域

③散在する歴史上重要な文化的資産を結び、これらと一連となって歴史的風土を形成している土地の区域

(2) 歴史的風土保存区域の境域の設定

次の各号に掲げる事項を勘案し、歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持、保存の適性が確保されるよう町丁目、字界若しくは道路、河川等の明確な地物に基づいてその境域を定めるものとする。

①地形、植生状態の景観上の一体性

②主要な地域からの眺望等の景観上の一体性

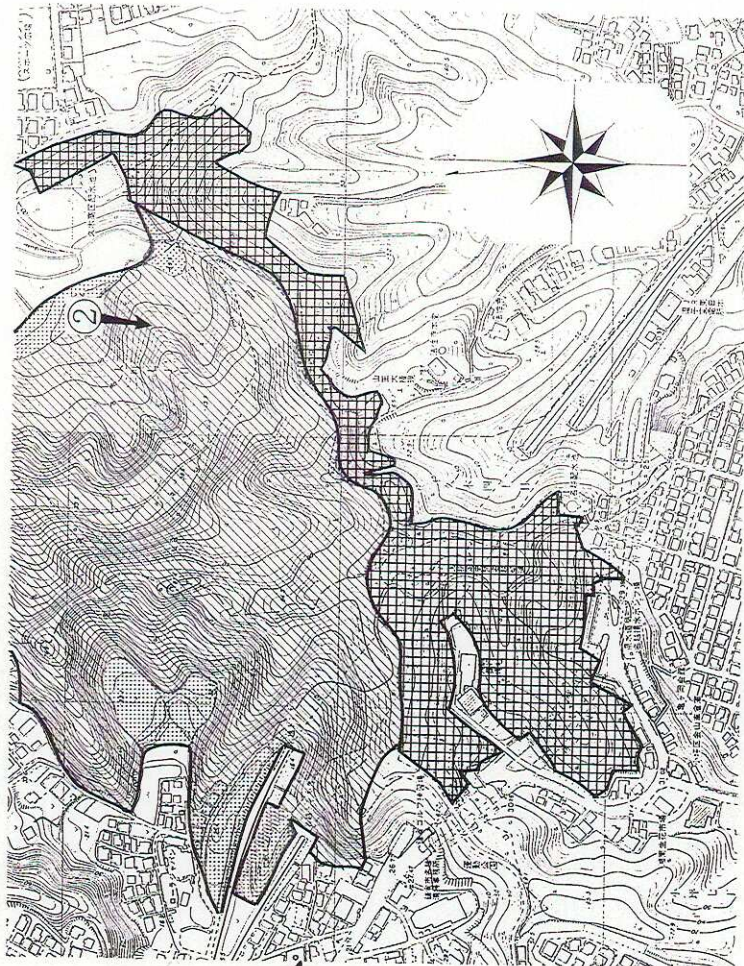
③当該区域における景観の維持、保存上の必要性

(14)

歴史的風土保存区域拡大検討地（大町・材木座地区）

（延子市久木四丁目、八丁目、九丁目、小坪七丁目）

面積 約6.8ha



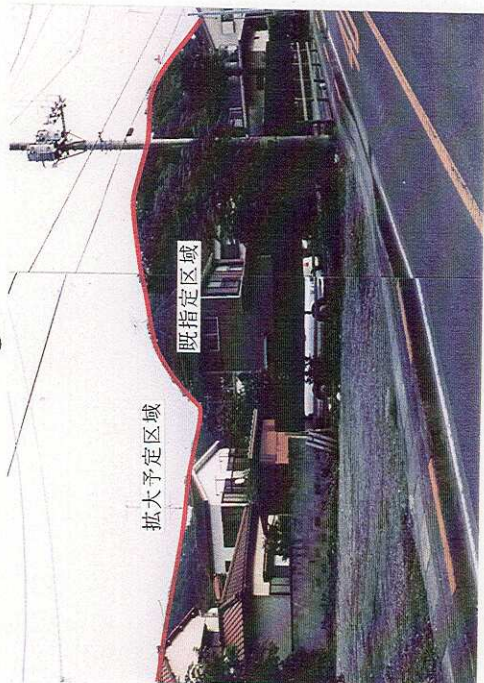
S=1:5,000

歴史的風土保存区域（既指定）

歴史的風土保存区域拡大計画地

歴史的風土特別保存地区

①



②

